

# 四半期報告書

(第31期第1四半期)

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	8
第4 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【株価の推移】 .....	22
3 【役員の状況】 .....	22
第5 【経理の状況】 .....	23
1 【四半期連結財務諸表】 .....	24
2 【その他】 .....	40
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	41

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日

【四半期会計期間】 第31期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

【英訳名】 SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 和田 洋 一

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

【電話番号】 03(5333)1144

【事務連絡者氏名】 取締役 経理財務担当 松 田 洋 祐

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

【電話番号】 03(5333)1144

【事務連絡者氏名】 取締役 経理財務担当 松 田 洋 祐

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第31期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第30期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	29,399	32,540	192,257
経常利益 (百万円)	1,529	3,426	27,822
四半期(当期)純利益 又は 四半期純損失(△) (百万円)	△1,672	1,812	9,509
純資産額 (百万円)	146,513	151,382	154,258
総資産額 (百万円)	224,345	254,876	270,529
1株当たり純資産額 (円)	1,261.64	1,302.76	1,326.82
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 又は四半期純損失金額 (△) (円)	△14.54	15.75	82.65
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	15.74	82.59
自己資本比率 (%)	64.7	58.8	56.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,908	4,339	20,838
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△14,705	△173	△53,774
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,094	△4,106	31,707
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	87,055	108,346	109,717
従業員数 (人)	3,784	3,305	3,338

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第30期第1四半期連結累計(会計)期間において、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用し、セグメント区分を変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	3,305(2,155)
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	17 (一)
---------	--------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 従業員数には使用人兼務役員は含まれておりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループの生産は同種の商品及び製品であっても一様でないため、セグメントごとに生産規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

#### (2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
デジタルエンタテインメント事業	3,156	—
アミューズメント事業	3,084	—
出版事業	1,102	—
ライツ・プロパティ等事業	465	—
合計	7,808	—

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

#### (3) 受注実績

当社グループは受注による生産は行っておりません。

#### (4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
デジタルエンタテインメント事業	16,626	—
アミューズメント事業	10,978	—
出版事業	4,038	—
ライツ・プロパティ等事業	896	—
合計	32,540	—

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。  
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当社グループは、報告セグメントをデジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業、ライツ・プロパティ等事業と定め、各々のセグメントにおいて事業基盤の強化と収益力の向上に努めております。

当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高は32,540百万円(前年同四半期比10.7%増)、営業利益は5,434百万円(前年同四半期比814.4%増)、経常利益は3,426百万円(前年同四半期比124.1%増)、四半期純利益は1,812百万円(前年同四半期は四半期純損失1,672百万円)となりました。

当第1四半期連結会計期間のセグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① デジタルエンタテインメント事業

ゲームを中心とするデジタルエンタテインメントコンテンツの企画、開発、販売及び運営を行っております。デジタルエンタテインメントコンテンツは、エンドユーザのライフスタイルにあわせて、家庭用ゲーム機(携帯ゲーム機含む)、PC、携帯電話等、様々な端末に対応しています。

当第1四半期連結会計期間は、4月に発売した「ドラゴンクエストモンスターズ ジョーカー2」(ニンテンドーDS向け)が、ミリオンセラーになったことに加え、2010年3月に欧米で発売した「ジャストコース2」、「ファイナルファンタジーXIII」等の大型タイトルの貢献を主要因として、順調に推移いたしました。

当事業における当第1四半期連結会計期間の売上高は16,626百万円となり、営業利益は5,891百万円となりました。

#### ② アミューズメント事業

株式会社タイトーにおけるアミューズメント施設の運営、並びにアミューズメント施設向けの業務用ゲーム機器・関連商製品の企画、開発及び販売、株式会社スクウェア・エニックスにおける業務用ゲーム機器の企画、開発及び運営を当セグメントに計上しております。

当第1四半期連結会計期間は、引き続き厳しい外部環境の中、アミューズメント施設運営は、低調に推移いたしました。

当事業における当第1四半期連結会計期間の売上高は10,978百万円となり、営業利益は683百万円となりました。

### ③出版事業

コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行っております。

当第1四半期連結会計期間は、人気作品のテレビアニメ化の効果により、引き続きコミック単行本の販売が堅調に推移いたしました。

当事業における当第1四半期連結会計期間の売上高は4,038百万円となり、営業利益は1,251百万円となりました。

### ④ライセンス・プロパティ等事業

主として当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画・制作・販売及びライセンス許諾を行っております。

当事業における当第1四半期連結会計期間の売上高は898百万円となり、営業利益は223百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は108,346百万円（前年同四半期比21,291百万円の増加）となりました。

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

### ①営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前四半期純利益が3,609百万円（前年同四半期比3,015百万円の増加）に加えて、減価償却費1,476百万円（前年同四半期比212百万円の減少）、売上債権の増減額13,085百万円（前年同四半期比10,350百万円の増加）、たな卸資産の増減額△3,547百万円（前年同四半期比715百万円の減少）、仕入債務の増減額△2,796百万円（前年同四半期比981百万円の増加）、法人税等の支払額△3,504百万円（前年同四半期比92百万円の増加）等により、営業活動により得られた現金及び現金同等物は4,339百万円（前年同四半期比10,248百万円の増加）となりました。

### ②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した現金及び現金同等物は、173百万円（前年同四半期比14,531百万円の減少）となりました。

主な要因は、有形固定資産の取得による支出841百万円と差入保証金の回収による収入748百万円であります。

### ③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した現金及び現金同等物は、4,106百万円（前年同四半期比988百万円の減少）となりました。

主な要因は、配当金の支払額2,733百万円と短期借入金返済による支出1,363百万円であります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、138百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	115,370,596	115,370,596	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	115,370,596	115,370,596	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までのストックオプション(新株予約権)、2010年満期円貨建新株予約権付社債及び2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成17年6月18日開催定時株主総会決議(第1回)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	6,220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	622,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,365
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,365 資本組入額 1,683
新株予約権の行使の条件	①対象者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。 ②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、死亡した日より60日以内において相続人がこれを行行使することができるものとする。 ③当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約で、権利行使期間中の各年(7月1日から6月30日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限または新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の上限を定めることができるものとする。 ④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成17年6月18日開催定時株主総会決議(第2回)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,360
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,360 資本組入額 1,680
新株予約権の行使の条件	<p>①対象者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、死亡した日より60日以内において相続人がこれを行行使することができるものとする。</p> <p>③当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約で、権利行使期間中の各年(7月1日から6月30日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限または新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の上限を定めることができるものとする。</p> <p>④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は次のとおりであります。

平成17年11月9日開催の取締役会決議に基づく2010年満期円貨建新株予約権付社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	370
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,882,352
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,400(注)
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成22年11月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,400 資本組入額 1,700
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	37,000

(注) 1 この新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(1) 当初転換価額

5,100円

(2) 修正の基準

2006年11月以降、毎年11月第3金曜日の翌取引日以降、転換価額は、決定日までの10連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の出来高加重平均価格の平均値の94%に相当する金額に修正される。

(3) 修正の頻度

年1回

(4) 転換価額の下限

3,400円

但し、2010年10月25日までの1回に限り、当社が必要と認め、かつ本新株予約権付社債の社債権者に事前通知(以下「事前通知」という。)を行った場合には、通知日の翌取引日以降で当社が指定した一定の日(以下本号において「特約発動日」という。)の翌取引日以降、その時点で有効な転換価額及び上記の下限転換価額は、特約発動日まで(当日を含む。)の10連続取引日(但し、終値のない日は除き、特約発動日が取引日でない場合には、特約発動日の直前の取引日までの10連続取引日とする。以下本号において「特約発動時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の出来高加重平均価格の平均値の94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下本号において「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、特約発動時価算定期間内に、下記『転換価額の調整』で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額及び下限転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額及び下限転換価額が1,700円(以下本号において「フロア価額」という。但し、下記『転換価額の調整』による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後転換価額及び下限転換価額はフロア価額とする。なお、本号による転換価額の修正が行われた場合には、特約発動日後最初に到来する11月第3金曜日には転換価額の修正を行わず、その翌年の11月第3金曜日より上記の修正を行うものとする。但し、本号により修正された上記の下限転換価額は、特約発動日の翌取引日以降、上記『新株予約権の行使期間』記載の本新株予約権の行使請求期間最終日の営業終了時(預託地時間)まで有効とする。

『転換価額の調整』

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行し又は当社が保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \frac{1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 転換価額の上限

該当事項はありません。

2 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容

該当事項はありません。

3 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容

該当事項はありません。

4 当社の株券の賃借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取り決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項はありません。

5 提出会社の決定による社債の全額の繰上償還又は新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項の有無

(1) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が、本新株予約権付社債の要項に従い、合併で消滅会社となる場合、及び株式会社又は他の会社と共同して株式移転をすることにより他の会社の完全子会社となる場合において、存続会社・完全親会社等に合理的な条件で本新株予約権付社債を承継させるために必要な所定の措置を講じることができなかった場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、当該合併又は株式交換若しくは株式移転の効力発生の日より前に、残存する本社債の全部（一部は不可。）又は上記所定の措置において当社の申し出を承諾しなかった本新株予約権付社債権者の所持する本社債の全部（一部は不可。）を、本社債額面金額の101%で繰上げ償還することができる。

(2) コールオプション条項による繰上償還

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、10連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日において適用のある転換価額の115%以上であった場合、当社は、2005年11月28日以降2010年11月24日までの間、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、当該10連続取引日の末日から30日以内に、償還日前30日以上の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の100%の金額で繰上償還することができる。

当社は、2005年11月28日以降、注1(4)記載の特約発動日（当日を含まない。）までの間、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の101.50%の金額で繰上償還することができる。

当社は、注1(4)記載の特約発動日（当日を含む。）から6ヶ月経過後以降2010年11月24日までの間、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の100%の金額で繰上償還することができる。

(3) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

該当なし。

(4) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社に本社債に関する支払に関し、一定の特約に基づく追加金の支払の義務が発生し、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対し、償還日前30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項所定の事前通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、いつでも、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額で繰上償還することができる。但し、本社債に関する支払をしたとすれば上記追加金の支払の義務が課せられる最も早い日から90日より前の日には、かかる償還の事前通知を行うことはできない。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成19年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,706
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月20日 至 平成24年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,232 資本組入額 2,116
新株予約権の行使の条件	①募集新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又はに当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、募集新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 ②その他の権利行使の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

② 平成19年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第5回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	6,370
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	637,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,706
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月20日 至 平成24年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,232 資本組入額 2,116
新株予約権の行使の条件	①募集新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、募集新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 ②その他の権利行使の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

③ 平成20年7月31日開催の取締役会決議に基づき発行した2008年8月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	198
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月22日 至 平成40年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,172 資本組入額 1,586
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(但し、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>②①の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であつて、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行つてすることができる。かかる相続人による本新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>④その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

④ 平成21年9月29日開催の取締役会決議に基づき発行した2009年10月新株予約権  
(株式報酬型ストックオプション)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	570
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月22日 至 平成41年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,108 資本組入額 1,054
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間(但し、上記新株予約権の行使期間内とする。)に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>②①の規定に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)であつて、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り本新株予約権を行使できる。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行つてすることができる。かかる相続人による本新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>④その他の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

⑤ 平成21年12月25日開催の取締役会決議に基づき発行した2010年1月新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,293
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月26日 至 平成26年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,678 資本組入額 1,339
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使は、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>③新株予約権1個の一部を行行使することはできないものとする。</p> <p>④その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅する。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。  
 平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	35,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500
新株予約権の行使期間	自 平成22年2月19日 至 平成27年1月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	130
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	3,823,528
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	3,400
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	13,000

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 (注)	—	115,370,596	—	15,204	—	44,439

(注) 平成22年7月1日から平成22年7月31日までの間においては、発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減はありません。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、ハリス・アソシエイト・エル・ピーから平成22年5月18日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年5月12日現在で9,439千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、ハリス・アソシエイト・エル・ピーの大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ハリス・アソシエイト・エル・ピー	2 North LaSalle Street, Suite 500, Chicago, IL, U.S.A. 60602	9,439	8.18

#### (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

##### ① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 297,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 114,294,700	1,142,947	—
単元未満株式	普通株式 778,196	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	115,370,596	—	—
総株主の議決権	—	1,142,947	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権の数11個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式65株が含まれております。

##### ② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	東京都渋谷区代々木 3-22-7	297,700	—	297,700	0.26
計	—	297,700	—	297,700	0.26

- (注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株(議決権の数1個)あります。なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含まれております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	2,047	1,962	1,820
最低(円)	1,940	1,570	1,601

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	109,806	111,211
受取手形及び売掛金	16,940	30,682
有価証券	35,000	35,000
商品及び製品	3,123	3,237
仕掛品	213	54
原材料及び貯蔵品	496	469
コンテンツ制作勘定	19,105	16,025
その他	16,171	17,199
貸倒引当金	△172	△533
流動資産合計	200,685	213,347
固定資産		
有形固定資産	※1 18,858	※1 18,850
無形固定資産		
のれん	9,558	10,233
その他	10,563	11,390
無形固定資産合計	20,122	21,623
投資その他の資産	※2 15,211	※2 16,707
固定資産合計	54,191	57,182
資産合計	254,876	270,529

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,002	10,666
短期借入金	1,330	2,808
1年内償還予定の社債	37,000	37,000
未払法人税等	1,248	4,090
賞与引当金	913	1,571
返品調整引当金	3,702	4,046
店舗閉鎖損失引当金	195	321
資産除去債務	4	—
その他	9,212	14,753
流動負債合計	61,609	75,257
固定負債		
社債	35,000	35,000
退職給付引当金	2,382	2,170
役員退職慰労引当金	254	250
店舗閉鎖損失引当金	627	645
資産除去債務	645	—
その他	2,975	2,947
固定負債合計	41,884	41,013
負債合計	103,494	116,271
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,204	15,204
資本剰余金	44,444	44,444
利益剰余金	97,761	98,848
自己株式	△857	△856
株主資本合計	156,553	157,641
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△54	△9
為替換算調整勘定	△6,587	△4,951
評価・換算差額等合計	△6,641	△4,960
新株予約権	645	715
少数株主持分	824	861
純資産合計	151,382	154,258
負債純資産合計	254,876	270,529

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	29,399	32,540
売上原価	16,918	16,448
売上総利益	12,481	16,091
返品調整引当金戻入額	4,863	4,046
返品調整引当金繰入額	3,897	3,620
差引売上総利益	13,446	16,517
販売費及び一般管理費	※ 12,852	※ 11,083
営業利益	594	5,434
営業外収益		
受取利息	39	55
受取配当金	13	13
負ののれん償却額	68	—
為替差益	773	—
雑収入	67	44
営業外収益合計	961	114
営業外費用		
支払利息	0	17
持分法による投資損失	1	—
支払手数料	18	11
為替差損	—	2,088
雑損失	6	4
営業外費用合計	26	2,122
経常利益	1,529	3,426
特別利益		
固定資産売却益	31	0
貸倒引当金戻入額	5	182
新株予約権戻入益	—	96
為替換算調整勘定取崩額	—	317
その他	—	102
特別利益合計	36	699
特別損失		
固定資産除却損	54	23
事業買収関連費用	830	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	462
その他	78	29
特別損失合計	963	516
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	602	3,609

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
匿名組合損益分配額	8	△0
税金等調整前四半期純利益	594	3,609
法人税、住民税及び事業税	1,181	249
過年度法人税等	1,109	—
法人税等調整額	△23	1,546
法人税等合計	2,267	1,795
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,813
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△0	1
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,672	1,812

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	594	3,609
減価償却費	1,689	1,476
のれん償却額	356	377
為替換算調整勘定取崩額 (△は益)	—	△317
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	462
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△303	△350
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△766	△658
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△1,064	△166
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	190	212
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2	3
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	△25	△111
受取利息及び受取配当金	△52	△69
支払利息	0	17
為替差損益 (△は益)	102	1,812
持分法による投資損益 (△は益)	1	—
売上債権の増減額 (△は増加)	2,734	13,085
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,831	△3,547
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,778	△2,796
その他	613	△5,179
小計	△2,538	7,860
利息及び配当金の受取額	43	40
利息の支払額	△2	△56
法人税等の支払額	△3,411	△3,504
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,908	4,339
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△1,930	△841
有形固定資産の売却による収入	138	0
無形固定資産の取得による支出	△131	△57
子会社株式の取得による支出	—	△20
差入保証金の回収による収入	—	748
定期預金の預入による支出	△1,069	△544
定期預金の払戻による収入	106	544
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△11,791	—
貸付けによる支出	△4	△3
貸付金の回収による収入	1	4
その他	△25	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,705	△173

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	—	△1,363
長期借入金の返済による支出	△3,039	—
株式の発行による収入	139	—
自己株式の取得による支出	△1	△0
配当金の支払額	△2,192	△2,733
その他	0	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,094	△4,106
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,317	△1,329
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△24,390	△1,269
現金及び現金同等物の期首残高	111,875	109,717
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	65	—
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△495	△101
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 87,055	※ 108,346

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 株式会社コミュニティエンジンほか2社は、第1四半期連結会計期間において清算終了あるいは清算手続中であり、重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 43社及び1任意組合
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ10百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は、473百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は649百万円です。 (2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	前第1四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「差入保証金の回収による収入」は、重要性が増したため区分掲記することといたしました。なお、前第1四半期累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「差入保証金の回収による収入」は244百万円です。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の減価償却費の算定に関して、定率法を採用している資産については連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法により算出しております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の実績予測やタックス・プランニングを利用する方法により算出しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、41,304百万円 であります。 ※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 704百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、44,509百万円 であります。 ※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 706百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。 給料手当 3,937百万円 賞与引当金繰入額 402 退職給付費用 268 役員退職引当金繰入額 3	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。 給料手当 3,275百万円 賞与引当金繰入額 342 退職給付費用 273 役員退職引当金繰入額 3

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※ 現金および現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日) 現金及び預金勘定 88,146百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 <u>△1,091</u> 現金及び現金同等物 87,055	※ 現金および現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日) 現金及び預金勘定 109,806百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 <u>△1,459</u> 現金及び現金同等物 108,346

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 115,370千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 298千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 平成17年11月9日開催の取締役会決議に基づく2010年満期円貨建新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 10,882千株

(2) 平成22年1月18日開催の取締役会決議に基づく2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 14,000千株

(3) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 645百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,876	25	平成22年3月31日	平成22年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	ゲーム事業 (百万円)	アミューズメント事業 (百万円)	出版事業 (百万円)	モバイル・コンテンツ事業 (百万円)	ライセンス・プロパティ事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	8,512	12,037	3,820	2,660	2,368	29,399	—	29,399
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	0	1	1	△1	—
計	8,512	12,037	3,820	2,660	2,370	29,401	△1	29,399
営業利益又は営業損失(△)	△992	76	1,138	1,164	1,130	2,518	△1,923	594

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品または商品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品又は商品

事業区分	主要製品又は商品
ゲーム事業	ゲーム、オンラインゲーム
アミューズメント事業	アミューズメント施設の運営、業務用ゲーム機器・関連商製品
出版事業	コミック雑誌、コミック単行本、ゲーム関連書籍等
モバイル・コンテンツ事業	携帯電話向けのコンテンツ等
ライセンス・プロパティ事業	キャラクターグッズ等の二次的著作物等

3. 当社グループは、これまで事業の種類別セグメントを「ゲーム事業」、「オンラインゲーム事業」、「モバイル・コンテンツ事業」、「出版事業」、「AM等事業」及び「その他事業」と定め、昨年10月に発足した持株会社体制の下、各々の事業セグメントにおいて事業基盤の強化と収益力の向上に努めてまいりました。当第1四半期連結会計期間より、かかる組織体制や事業基盤の整備・強化を踏まえ、「ゲーム事業」、「アミューズメント事業」、「出版事業」、「モバイル・コンテンツ事業」、「ライセンス・プロパティ事業」に変更しております。

4. 営業費用の配賦方法の変更

従来、㈱タイトーの管理部門に係る費用の全額をAM等事業に含めておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、消去または全社の項目に含めております。この変更は、当第1四半期連結会計期間から事業区分の変更に伴い、各セグメントにおいて管理すべき費用をより明確にするために行ったものです。なお、㈱タイトーの管理部門に係る営業費用は以下の通りであります。

当第1四半期連結会計期間 549百万円

5. 当第1四半期連結会計期間において、当社がEidos LTD.の株式を取得したことにより、ゲーム事業における資産の金額が29,703百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	26,750	1,294	1,271	82	29,399	—	29,399
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	550	576	206	20	1,354	△1,354	—
計	27,300	1,871	1,478	103	30,754	△1,354	29,399
営業利益又は 営業損失(△)	2,124	△695	△846	2	584	10	594

- (注) 1. 国または地域は、地理的近接度により区分しております。  
 2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。  
 (1) 北米……アメリカ、カナダ  
 (2) 欧州……イギリス、フランス、ドイツ他  
 (3) アジア……中国、韓国  
 3. 前第1四半期連結会計期間において、Eidos LTD.の株式を取得したことに伴い、北米の区分にはカナダ、欧州の区分には、フランス、ドイツ他が加わっております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	北米	欧州	アジア	計
I 海外売上高(百万円)	1,510	1,346	287	3,144
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	29,399
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	5.1	4.6	1.0	10.7

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。  
 2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。  
 (1) 北米……アメリカ、カナダ  
 (2) 欧州……イギリス、フランス、ドイツ他  
 (3) アジア……中国、韓国、台湾他  
 3. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

## 【セグメント情報】

### 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、スクウェア・エニックス、タイトー、アイドスなどの国際的ブランドのもと上質なエンタテインメント・コンテンツ／サービスをユーザーのライフスタイルにあわせて多様なメディアに提供することを目指しております。

このため、エンタテインメント・コンテンツ／サービスの提供形態に応じて、①家庭用ゲーム機、PC、携帯電話等に双方向のデジタルコンテンツを提供する「デジタルエンタテインメント事業」、②アミューズメント施設の運営、アミューズメント施設向けのアミューズメント機器の販売、レンタルを行う「アミューズメント事業」、③コミック単行本、ゲームガイドブック、定期刊行誌等の出版を行う「出版事業」、④二次的著作物の企画・制作・販売・ライセンス許諾等を行う「ライツ・プロパティ等事業」の4つに分類し、報告セグメントとしております。

### 2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	デジタルエン タテイン メント 事業	アミューズ メント 事業	出版 事業	ライツ・プ ロパティ等 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	16,626	10,978	4,038	896	32,540	—	32,540
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	1	1	△1	—
計	16,626	10,978	4,038	898	32,541	△1	32,540
セグメント利益	5,891	683	1,251	223	8,050	△2,616	5,434

(注) 1. セグメント利益の調整額△2,616百万円には、のれん償却額△377百万円、報告セグメントに帰属しない一般管理費△2,242百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

#### (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
売上原価 4百万円  
販売費及び一般管理費 22百万円
2. 当第1四半期連結会計期間中に権利不行使による失効により利益として計上した金額  
新株予約権戻入益 96百万円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,302.76円	1株当たり純資産額	1,326.82円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	△14.54円	1株当たり四半期純利益金額	15.75円
		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	15.74円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。			

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△1,672	1,812
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△1,672	1,812
期中平均株式数(千株)	115,010	115,072
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	76
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

平成22年7月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定によるストック・オプションとしての新株予約権を当社取締役に対する報酬等の一部として付与することを決議いたしました。

(1) スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役の職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の要領

1. 新株予約権の発行日

平成22年8月23日

2. 付与対象者の人数及び割り当て個数

当社取締役5名に対して800個(1個につき100株)

3. 新株予約権の発行価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式80,000株

5. 新株予約権の行使に際しての払込金額

1株につき1円

6. 新株予約権の行使期間

2010年8月24日から2030年8月23日まで

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

平成22年7月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定によるストック・オプションとしての新株予約権を当社従業員に対する報酬等の一部として付与することを決議いたしました。

(1) スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社従業員の職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の要領

1. 新株予約権の発行日

平成22年8月23日

2. 付与対象者の人数及び割り当て個数

当社従業員6名に対して1,400個（1個につき100株）

3. 新株予約権の発行価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式140,000株

5. 新株予約権の行使に際しての払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前6ヶ月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。なお、新株予約権割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他1株当たりの価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

6. 新株予約権の行使期間

2012年7月30日から2015年7月29日まで

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(リース取引関係)

平成20年3月31日以前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っており、取引残高は前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 浩 一 郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴 田 憲 一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 横 内 龍 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月12日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 浩 一 郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴 田 憲 一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 横 内 龍 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年8月12日

**【会社名】** 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

**【英訳名】** SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 和田 洋一

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役 経理財務担当 松田 洋祐

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長和田洋一及び当社最高財務責任者松田洋祐は、当社の第31期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。